
在 宅 勤 務 規 則

キリンビール健康保険組合職員就業規則第 46 条(在宅勤務制) に定める取り扱いを次のとおり定める。

(在宅勤務の定義)

第 1 条

在宅勤務とは組合に出勤せず、自宅で情報通信機器を活用し、労働時間の全部または一部について、業務に従事する就業形態をいう。

(適用範囲)

第 2 条

この規則はキリンビール健康保険組合職員のうち、在宅勤務の就業形態を利用するものの就業に関する事柄を規定する。

(目的)

第 3 条

1. 在宅勤務はフレキシブルな働き方を実現する一つ的手段であり、業務の生産性ならびに創造性の向上と従業員一人ひとりの働きがいやワーク・ライフ・バランスの向上の実現を図る。
2. 出社が制限されるような有事の際にも、在宅勤務により事業継続性を確保する。

(対象範囲・対象者)

第 4 条

1. 全社員を対象とする。但し、対象者の状況や業務上の必要性に応じて、会社は出社を命じることがある。
2. 企画業務型裁量労働制にて従事する者は、別に定める規則による。
・勤続年数は他企業等での就業年数を当組合勤続年数にみなして算出を行う場合がある

(在宅勤務利用時の申請)

第 5 条

1. 在宅勤務を行う場合は、リーダーの承認を得ること。申請方法は問わない。
2. 在宅勤務の状況を適宜組織内で把握できるよう予定の共有を行うこと。

(在宅勤務利用時の就業場所および執務環境)

第 6 条

1. 在宅勤務時の就業場所は問わないが、その就業場所は、業務に集中できる環境でなければならない。

(在宅勤務利用時の労働時間)

第 7 条

1. 在宅勤務を行った場合は、勤務を行った時間を労働時間として申告する。
2. 深夜業務、休日業務は原則不可とする。
3. 休憩時間は就業規則に準ずる。
4. 半日単位での休暇取得を可とし、休暇取得時は就労義務を免除する。半日休暇取得の場合は、4 時間勤務することを

要する。短時間勤務者の場合は、1日の短縮された所定労働時間のうち、その半分の時間勤務することを要する。

5. 半日代休を取得する場合は、3時間30分勤務することを要する。

(情報セキュリティ)

第9条

1. 在宅勤務にあたっては、「キリングroup情報セキュリティ規定」を遵守する。
2. 職員自宅でのテレワークでは特定個人情報を取り扱わないこと。

(費用負担)

第10条

1. 在宅勤務時に発生する光熱費・通信費は個人負担とする。
2. 在宅勤務時に発生する光熱費等の実費弁償と執務環境の整備を支援するための手当として、一日の実労働時間の半分以上を自宅で勤務した場合は、在宅勤務手当を支給する。
- 3 在宅勤務手当の金額は日額200円とする。

以 上

沿 革	2019年	10月	1日	制定
	2020年	4月	1日	改定（就業場所・30分単位取得）
	2020年	7月	1日	改定（上限の撤廃、労働時間算定方法の変更、取扱情報の制限）
	2021年	4月	1日	改定（在宅勤務手当）
	2021年	6月	1日	改定（診療報酬明細書情報の取扱禁止の解除）